

平成 24 年 10 月 31 日

各 位

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂 本 幸 雄

管財人 小 林 信 明

更生計画案付議のお知らせ

当職らは、平成 24 年 8 月 21 日に、更生計画案を提出しておりましたが、本日、東京地方裁判所より、更生計画案を決議に付する旨の決定を受けましたので、ご報告申し上げます（付議された更生計画案の概要については、平成 24 年 9 月 7 日付更生計画案提出のお知らせ（<http://www.elpida.com/pdfs/pr/2012-09-07j.pdf>）をご参照ください）。

更生計画案の決議は、債権者の皆様の書面投票により行われます。債権者の皆様のお手元には、順次、更生計画案及び投票用紙等の書面投票に関する書類が送付される予定ですので、お手元に届きましたら、更生計画案をご検討いただき、書面投票期限（平成 25 年 2 月 26 日（裁判所必着））までに同封の返信用封筒にて投票用紙をご返送いただきますようお願いいたします。

なお、社債権者の一部から、別途、更生計画案が提出されていましたが、東京地方裁判所は、本日付で、同計画案を決議に付さない旨の決定をしました。これにより本更生手続におきましては当職らが提出した更生計画案のみが決議に付されることになりましたので、併せてご報告申し上げます。

今後も引き続き、更生会社の事業再建を図るとともに、債権者の皆様に適切な弁済を実現すべく、当社一丸となって最大限努力して参る所存ですので、付議された更生計画案にご理解賜り、ご賛同いただきたくお願い申し上げます。

以 上